

平成30年度

「歳末たすけあい援護金」 申請のご案内



社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

『つながり ささえあう みんなの地域づくり』を目指して行われる「歳末たすけあい募金」の中から、生活困難のために支援を要する世帯に対して援護金を贈呈します。贈呈を希望される場合は下記によりご申請ください。

1 申請受付期間

平成30年10月1日（月）～10月31日（水）

※期日は厳守してください。

2 贈呈の時期・方法

平成30年12月中に、お住まいの地区の民生委員を通じて贈呈します。

3 対象世帯

次の要件を全て満たす世帯が対象となります。

- 申請日現在及び援護金贈呈時、生活保護を受けていない世帯。
- 10月1日現在及び援護金贈呈時、静岡市内に住所がある世帯。
- 収入が少なく生活に困っており、次の①又は②のいずれかに該当する世帯。
 - ① 民生委員児童委員が、生活困窮により支援が必要と認めた世帯。
 - ② 世帯全員の市・県民税が非課税で、生活困窮により支援を必要とする世帯。

※このような場合は、ご注意ください。

- 住民票上の世帯が分離されていても、主たる生計者が同じである場合は、同じ世帯とみなします。
- 対象となる家族が施設入所や長期入院（6ヶ月以上）などの理由で在宅でない場合は世帯の人員から除きます。
- 預貯金や不動産収入のある方、家族等からの援助を受けている世帯は対象外となります。
- 来年度（平成31年度）より、①民生委員児童委員が、生活困窮により支援が必要と認めた世帯である場合においても、②で求める書類の提出をいただくよう申請方法の変更を予定しています。

この事業は、静岡市民の皆様からの歳末たすけあい募金により実施しています。

4 申請方法

① 民生委員児童委員が、生活困窮により支援が必要と認めた世帯。

お住まいの地区を担当する民生委員にご相談のうえ、申請書をご提出ください。ただし、収入状況等によっては申請いただけない場合があります。

② 世帯全員の市・県民税が非課税で、生活困窮により支援を必要とする世帯。

申請書に次の書類のいずれか（コピー可）を、世帯全員分添付してご提出ください。

【提出できる書類】

- ◆ご自宅に届く（本人が受け取る）公的な書類 ※平成30年度の通知
 - ・介護保険料特別徴収開始通知書
 - ・年金振込通知書
 - ・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（給与所得者）
- ◆市民サービスコーナーで発行できる証明書（一通300円） ※平成29年分の証明
 - ・市県民税課税証明書
 - ・納税証明書

※申請書は、静岡市社会福祉協議会ホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス：<http://www.shizuoka-shakyo.or.jp>

5 提出方法

静岡市社会福祉協議会の窓口（下に記載）又はお住まいの地域の民生委員あてに、書類一式を封筒に入れて直接提出をしてください。（郵送では受け付けません）

※書類不足や対象条件に該当しない場合は贈呈されることがあります。

6 その他

- (1) 援護金の金額は今年度募集する「歳末たすけあい募金」により決定します。贈呈金額は、毎年同じ額とは限りません。
- (2) ご不明な点については、下記の窓口か、お住まいの地域の民生委員にお問い合わせください。
- (3) 申請後に住所や世帯状況などが変わったときは、すみやかに申請書類の提出先までご連絡ください。

◆申請書の提出・お問い合わせ先◆ ※受付時間：平日8:30～17:15

➢ 申請書の提出、申請方法や対象世帯に関するお問い合わせはこちらへお願いします。

静岡市社会福祉協議会 地域福祉推進課

葵区城内町1-1 静岡市中央福祉センター2階 ☎255-7127

➢ 申請書の提出は、こちらの窓口でも受け付けています。

葵区地域福祉推進センター	葵区城東町24-1	城東保健福祉エリア内	☎249-3183	
駿河区地域福祉推進センター	駿河区南八幡町3-1	地域福祉共生センターみなくる内	☎280-6150	
清水区地域福祉推進センター	清水区宮代町1-1	清水社会福祉会館内	☎371-0292	
	蒲原事務所	清水区蒲原721-4	蒲原保健福祉センター内	☎385-5554
	由比事務所	清水区由比北田450	由比保健福祉センター内	☎376-0294

【申請書記入例（左ページ）】

平成30年度 歳末たすけあい援護金申請書

10月31日（水）締切

あて先 社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会 会長

歳末たすけあい援護金の贈呈を希望しますので、申請します。また、申請内容の確認及び事業実施の為に、関係行政機関・担当地区の民生委員児童委員に対して情報提供を行い照会することに同意します。

（太枠内をご記入ください。）

申請日 平成30年10月13日

申請者氏名 (世帯主)	静岡 清夫 ※申請者の署名又は記名押印					
生年月日	大正・ 昭和 ・平成 49 年 10 月 1 日生 (44 歳)					
住 所	静岡市葵区〇〇〇町1-1					世帯合計人数
	(アパート・マンション名) 〇〇ハイツ201号					5
電話番号	(054) ●●● - ●●●●					人
申請者 以外の 家 族	続柄	氏 名	年齢	続柄	氏 名	年齢
	妻	静岡 駿子	40	子	静岡 駿太	3
	子	静岡 葵	12			
	子	静岡 清子	6			
世帯収入	7月～9月までの世帯全員の総収入 3か月の合計 750.000 円					
申請方法	① 民生委員児童委員が、生活困窮により支援が必要と認めた世帯。 ☞お住まいの地区を担当する民生委員児童委員にご相談のうえ、右面①の「民生委員児童委員意見欄」に記名・押印をいただいでください。					
	② 世帯全員の市・県民税が非課税で、生活困窮により支援を必要とする世帯。 ☞次の書類のいずれかを世帯全員分ご用意いただき、右面②に貼ってください。 介護保険料特別徴収開始通知書 年金振込通知書 市・県民税課税証明書 納税証明書 平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書					

申請書にご記入いただいた個人情報は、静岡市社会福祉協議会の事業においてのみ使用いたします。本会において適正に管理し、無断で第三者への提供はいたしません。

歳末たすけあい援護金贈呈事業は、市民の皆様からの募金を財源として事業を実施しております。

事務局 記入欄	区	法定地区名	民生委員児童委員氏名 (No.)
	葵・駿・清	地区	(— —)

【申請書記入例（右ページ）】

① 〔民生委員児童委員意見欄〕

申請世帯について、生活困窮のため援護金の贈呈が必要であることを確認しました。

平成**30**年**10**月**13**日

民生委員児童委員氏名 **民野生男**

民野

（備考）※特記事項、連絡事項等がある場合は、以下にご記入ください。

※「申請方法①」の世帯については、こちらに民生委員による記名と押印が必要になります。

② 〔非課税証明書類貼付欄〕 ※上記①欄に民生委員の記名押印がある場合は添付不要です。

★添付書類を世帯全員分、氏名、住所、金額等が確認できるように貼ってください。

※「申請方法②」の世帯については、こちらに提出書類を貼付してください。

○ 提出できる書類の種類は次の5種類のいずれかです。

介護保険料特別徴収開始通知書	市役所から通常6月ごろに届く書類です。
年金振込通知書	日本年金機構から届く書類です。
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書	給与所得者が会社から6月ごろに受け取る書類です。
市県民税課税証明書	区役所や市民サービスコーナーなどで発行できます。
納税証明書	(1通300円) 詳しくは各窓口にお問合せください。

- 家族1人につき1つの書類を添付してください。(4人世帯の場合は4つの書類)
- その他の公的な書類を添付される場合は、あらかじめ静岡市社会福祉協議会までご相談ください。
- 提出された書類は返却できません。
- 18歳未満の方と、大学・専門学校等の学生(通信制を除く)の非課税証明書は不要です。

※この面を内側にして折り、封筒に入れて提出してください。